

吹田市公告第 5 4 8 号

文化財調査記録作成用パソコン・プリンタ等機器の賃貸借業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 8 年 10 月 1 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

文化財調査記録作成用パソコン・プリンタ等機器の賃貸借業務

2 履行場所

吹田市岸部北 4 丁目 10 番 1 号 吹田市立博物館内

3 履行期間

令和 8 年（2026 年）12 月 1 日から令和 13 年（2031 年）11 月 30 日まで
（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

4 業務概要

吹田市教育委員会事務局文化財保護課において埋蔵文化財等の文化財調査の業務で使用するパソコン・プリンタ等機器の賃貸借（詳細は仕様書のとおり）

5 入札の保証

吹田市財務規則第 98 条に基づき免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する額以上を納付しなければならない。

6 契約の保証

落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供

エ 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿の登載業者であること。参加希望業種等については、参加希望業種が「賃貸」、参加希望品目が「OA機器」等、本業務を履行可能とみなされる者であること。
- (3) 公告日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

8 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に示す提出書類を所定の日時及び場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。期限までに申込書等を提出しない場合は本入札に参加することはできない。

(2) 提出書類

制限付一般競争入札参加資格確認申込書（様式 1）

(3) 申込書等の交付及び受付場所

ア 交付期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）～令和 8 年 10 月 15 日（木）

申込書はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

【ダウンロード方法】

吹田市ホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和 8 年度(2026 年度)一般競争入札(業務委託)一覧＞文化財調査記録作成用パソコン・プリンタ等機器の賃貸借業務に係る制限付き一般競争入札）からダウンロードする。

イ 受付日時

令和 8 年 10 月 1 日(木)～令和 8 年 10 月 15 日（木）（土・日祝を除く。）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 0 時 45 分までを除く。）

申込書等は持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）するものとする。

ウ 受付場所

「21 問合せ先」のとおり

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申込書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、参加資格の有無に関わらず、電子メールで通知する。なお、入札参加資格がない

と認めた者には、その理由を付して通知する。

(令和8年10月16日(金)通知予定)

(5) その他

ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、返却しない。

ウ 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

9 賃貸借の内容に係る質問等

令和8年10月8日(木)午後4時までに電子メールにより質問するものとする。電話等による質疑は受け付けない。質問に対する回答は、令和8年10月13日(火)午後5時までにホームページに掲載する。なお、質疑がなかった場合は掲載しない。

10 入札の日時及び入札場所

(1) 日時

令和8年10月22日(木)午後2時00分

(2) 場所

吹田市岸部北4丁目10番1号 吹田市立博物館2階 講座室

11 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。なお、最低制限価格は設定しない。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札の日時までに入札辞退届を提出するものとする。様式は、前述のホームページからダウンロードし、使用すること。

13 入札金額

(1) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、履行期間に係る費用の総計を記載すること。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得書に示した条件など、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 参加資格確認申請に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 提出された申請書類の審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- (5) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

15 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど、不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど、厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も、入札は成立するものとする。

16 内訳書の提出

落札者については、当該入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。なお、内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は、一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 予算の減額又は削減に伴う解除等

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

20 その他

- (1) 本件については、仕様書に示した全ての経費を、令和8年12月～令和13年11月の60か月で案分し、月額又は年額で支払うものとする。
- (2) 支払いについて、月額、年額のいずれとするかについては、受注者と協議の上、決定する。月額の場合は1か月間の賃貸借料を翌月に、また年額の場合は当該年度分の賃貸借料を翌年度4月に支払うものとする。
- (3) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。

21 問合せ先

〒 564-0001

吹田市岸部北4丁目10番1号 吹田市立博物館（3階）

文化財保護課 文化財保護担当

電話 06-6338-5500（直通）

メールアドレス bunkazaihogo@city.suita.osaka.jp